

町長へのメッセージ



この度は、全国各地で「新型コロナウイルス感染症」の感染が拡大する中、恒例の「町民懇談会」が開催することが叶わず、その代替として「町長へのメッセージ企画」を実施したところ、6名から7件のメッセージを頂きました。心より深く感謝申し上げます。広報掲載にご承諾を頂きました6つのメッセージについて、概要を掲載します。

認定こども園の「こども体づくり」の充実について

ご意見 子どもの体力が全国的に低下していること、一日の大半をこども園で過ごす子ども達が多い中、毎日カリキュラムに沿った運動遊びの時間があることで卒園時に体の土台ができること、外部の専門の有資格者が講師として教えていただくことで子ども達の成長につながることを、こども園において、「こども体づくり」のカリキュラムや講習会などによる充実を図ってほしい。

回答 園児の身体づくりは保護者の関心度も高いことと思われ、令和2年度は運動発達保育士を講師に迎え、各年齢の指導実践の方法と理論の研修を受けることで、園児の運動機能の発達に一躍を担っていただきました。引き続き運動遊びの充実を図るため、外部講師を招聘するなど様々な取組みに努めて参ります。また、子どもの発育はあらゆる機会を通じて行うことが必要であると思われることから、保護者の皆様におかれましても、家庭での子どもの体力づくりに努めていただくようお願いいたします。

災害に備えた湧水利用について

ご意見 災害に備えて自家発電機を備えました。被災した方から飲料水に困るといふ声を多く聞きます。どこかに湧水を引いて、汲める場所を作ってはどうか。

回答 防災に関して自らが重要であり、実践されていることに感謝いたします。下川浄水場は災害に備えて自家発電機を設置しており、断水することは起こりにくいですが、万が一に備えた対応も行っています。湧水利用は、水質などが課題になることから、利用は考えていません。



結婚観について

ご意見 誰かと生きていくことを決める≠入籍だけではないことが少しずつ社会に受け入れられてきていると思います。パートナーシップ制度の町への導入や選択的夫婦別姓についてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

回答 夫婦別姓を認める法的な制度は示されておりませんが、SDGsの「ジェンダー平等を実現しよう」の実現の元、近い将来、夫婦別姓の法整備などの充実を期待しています。これからの社会的な認識以前に、夫婦としての信頼とそれぞれの人権や役割を尊重しながら、幸せな家庭を築ける結婚生活を望むところでありま

下川町林業総合センターの廃止に向けた経過について

ご意見 林業総合センターの安全性から令和3年度で廃止になると聞きました。コモレビの建設に際し、旧駅周辺を産業の集積拠点として位置づけられて、説明がないことに疑問を感じます。

回答 林業生産活動の活性化を図るため平成5年に設置し、経年劣化が進み、改修工事に約5,100万円かけたとしても抜本的な解決策に繋がらず、森林組合とも協議の上、安全性・経済性など総合的に判断し、廃止することとしました。また、町はこれまで同様に旧駅前周辺を産業拠点として考えており、森林組合が同敷地に新事務所を設置する際には、他の団体と同様に応分の支援を行う考えで、森林組合と協議しています。

認定こども園の運営について

ご意見 認定こども園について「入所するまで何か月も待たされる」などの声を聞き、良くない事象があると思われる。小中学校では、保護者等へのアンケートや運営協議会などで様々な説明責任を行い、理解を得ている。こども園も様々な声を拾い上げ、安心して子どもの成長を喜べるような対策をお願いしたい。

回答 ご意見にあるような「声」を聞かれています。すれば非常に残念であり、憂慮すべきことです。こども園が安心して預けられる施設となるため、職員への指導及び資質向上を図っていくほか、地方版子ども子育て会議や父母の会などの声を得ることにより、保護者等と信頼関係を築けるよう運営に努めて参ります。

健やかな暮らし、体育施設等での除草剤使用、職員の電話対応について

ご意見 コロナ禍、市民の多様性等を尊重し、健やかな暮らしが持続できるように配慮をお願いします。

また、体育施設等での除草剤使用状況について教えてください。

役場職員の電話対応として名乗っていただけると安心ですので、名前を言ってお知らせすることはできますか。



回答 市民の皆様への健やかな暮らしや町内の経済活動への影響をできるだけ回避するため、きめ細かな対応を進めるよう努力して参ります。

また、体育施設等の除草剤の利用は、万里長城パークゴルフ場のみ利用者に配慮して使用基準内で使用しています。職員は電話対応時、名前を名乗るように指導しており、再度、周知徹底します。町民向け文書におきましても、記載可能なものは、担当職員名を記載するよう努めて参りますので、ご理解をお願いします。

■お問い合わせ
税務住民課 住民生活グループ
☎ 4-2511 内線111
☆ 4-251103

